

広島市水道局規程第6号

令和7年3月28日

広島市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上 裕之

広島市水道局契約規程の一部を改正する規程

広島市水道局契約規程（昭和39年広島市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第24条の3第1項中「管理者は、」の右に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の49第6項又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この規程は令和7年4月1日から施行する。ただし、第24条の3第1項の改正については同年7月1日から施行する。
- 2 改正後の広島市水道局契約規程の施行日前において、広島市水道局契

約規程（以下「契約規程」という。）第 6 条の規定によりこの規程の施行
日前に行われた公告、契約規程第 2 2 条第 2 項の規定により施行日前に
行われた通知又は契約規程第 2 6 条の規定により施行日前に行われた
見積書の提出の依頼に係る契約で同日以後に締結されるものについて
は、なお従前の例によることとする。